

令和 6 年度
監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

磐田市監査委員

<定期監査>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(令和 6 年度第 1 回報告分) 令和 6 年 3 月</p> <p>○こども部 こども未来課 結婚新生活支援事業助成金について、交付要綱では「助成金の交付額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」と規定しているが、令和 4 年度分のうち 3 件について、千円未満を切り捨てずに交付している。 また、そのうち 2 件については、令和 5 年度に再度申請があり、前年度の交付額をもとに算定し千円未満を切り捨てたため、2 年の合計交付額が交付要綱に規定する限度額を下回っている。助成金の交付にあたっては、交付要綱に則り適正な事務執行をされたい。</p>	<p>【令和 6 年 4 月 19 日通知受領】 指摘事項については、申請受付及び交付決定時の確認不足が原因です。 指摘後、2 年の合計交付額が限度額を下回った 2 件については、関係課と協議のうえ不足額を直ちに交付するとともに、グループ内で要綱の規定内容を改めて共有し、マニュアル及び申請様式の修正を行いました。 今後は、要綱に則り適正な事務執行を行ってまいります。</p>